北九州市ICT活用工事(地盤改良工) 実施要領

1 ICT活用工事

(1)概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①~⑤の全ての段階でICT施工技術を活用(以下、「ICT活用施工」)することをICT活用工事(地盤改良工)とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①③の段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事とする。また「ICT地盤改良工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品
- (2) ICT施工技術の具体的内容

国土交通省「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」の「1-3 ICT施工技術の具体的内容」によるものとする。

(3) I C T 活用工事の対象工事

ア河川土工、海岸土工

- ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工(中層混合処理) ・固結工(スラリー撹拌工) イ 道路土工
 - ・路床安定処理工 ・固結工(中層混合処理) ・固結工(スラリー撹拌工)
- 2 ICT活用工事の実施方法
- (1) 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記によるものとする。

・受注者希望型

発注者が設定した対象工事に適用する。(予定金額 2,000 万円未満の市単独費工事を除く)

(2)発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下による。

- ·別紙「ICT活用工事(地盤改良工)入札公告、入札説明書 記載例」
- ·別紙「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書 記載例」

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

(3)「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書」の無い工事で受注者から希望があった場合の措置 発注者と受注者の協議による。

3 ICT活用工事実施の推進のための措置

(1) 工事成績評定における措置

ICT活用施工を実施した場合、工事成績評定において該当する項目で評価するものとする。

ア ICT活用工事加点として「3次元起工測量」から「3次元データの納品」までの全ての 段階でICTを活用した工事

本項目は2点の加点とする。

イ ICT活用工事加点として、少なくとも「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の 施工管理」及び「3次元データの納品」の全ての段階でICTを活用した工事 本項目は1点の加点とする。

- ウ 上記ア、イに該当しないICTを活用した工事 加点の対象外とする。
- ※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

(例:同一の工事で、ICT地盤改良工で加点2点、ICT土工で加点1点に相当する施工を 行った場合、当該工事のICT活用による加点は「2点」となる。)

なお、受注者希望型によるICT活用工事を契約した後、受注者からの提案により、工事目的物である地盤改良工においてICT活用施工(1(1)①~⑤の全て)が実施されなかった場合、工事成績評定における減点は行わない。

4 ICT活用工事の導入における留意点

(1)施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を 実施するものとする。

(2) 工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案により I C T 活用施工を実施する場合、 I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の 対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。

その他の施工プロセスの積算については、国土交通省「ICT活用工事(地盤改良工)積算要領」 に基づき積算する。